平成２９年（フ）第６号
福井県三方郡美浜町早瀬第23号16番地
破産者　網谷喜代造
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１１号
福井県敦賀市白銀町５番22号　白銀ビル301号
破産者　北村　信二
1　決定年月日　平成29年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５７号
愛知県豊田市中根町西山150　エクセル中根106号室、住民票上の住所広島市西区高須台５丁目４番15号
破産者　山田　政美
1　破産債権の届出期間　平成29年８月31日まで
2　一般調査期日　平成29年10月20日午前11時
平成29年８月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２６号
大阪府豊中市箕輪２丁目５番17号
破産者　毛芝　正純
1　破産債権の届出期間　平成29年９月１日まで
2　一般調査期日　平成29年10月16日午後２時30分
平成29年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４１号
京都市西京区大枝塚原町５番地142
破産者　株式会社みもすパン工房
1　破産債権の届出期間　平成29年９月22日まで
2　一般調査期日　平成29年11月１日午後２時45分
平成29年８月１日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９０５号
堺市南区三原台１丁１番２　ファーストアヴェニューⅡリバーガーデン泉ヶ丘805号室、開始決定時堺市南区三原台３丁４番31号
破産者　赤松　　剛
1　破産債権の届出期間　平成29年９月22日まで
2　一般調査期日　平成29年10月23日午後２時
平成29年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６号
新潟県村上市八日市８番67号
破産者　弦巻　則男
1　破産債権の届出期間　平成29年９月25日まで
2　一般調査期日　平成29年10月18日午前10時30分
平成29年７月31日
新潟地方裁判所新発田支部

破産債権の特別調査期日

平成２８年（フ）第９６号
福岡県飯塚市勢田2407番地３
破産者　寺岡　良博
特別調査期日　平成29年８月28日午前10時30分
平成29年８月１日
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

破産管財人変更

平成２９年（フ）第１２０５号
大阪府高槻市奈佐原２丁目７番３－204号、前住所大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１－301号
破産者　中山　英男
破産管財人　大内　　純が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　奥田　孝雄
平成29年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第４５４０号
大阪市中央区船場中央３丁目２番８－312号
破産者　飯田産業株式会社
1　期日　平成29年９月20日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５４１号
兵庫県三田市あかしあ台１丁目48番地３
破産者　飯田　啓方
1　期日　平成29年９月20日午後３時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第５６号
鹿児島県奄美市名瀬浦上町40番地23
破産者　浜田　正彦
異議申述期間　平成29年10月２日まで
平成29年７月31日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第７５８４号
東京都新宿区四谷１丁目２　三浜ビル３Ｆ
破産者　花蜜　伸行
審尋期日　平成29年11月７日午前10時
平成29年７月28日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第２０５６号
東京都足立区南花畑２丁目33番17号
清算株式会社　株式会社フィフティ
1　決定年月日　平成29年７月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０３０号
東京都中央区新富１丁目８番９号
清算株式会社　株式会社インフォワークス
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２８年（ミ）第１号
東京都台東区東上野１丁目14番７号
更生会社　株式会社滋賀ゴルフ倶楽部
管財人　田中耕太郎
同　　松尾　慎祐
1　決定年月日　平成29年７月31日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２９年（再）第２８号
パナマ共和国パナマ市サムエル・ルイス及びマヌエル・マリア・イカサ通りコモサ・ビルディング
再生債務者　ＭＡＲＳ　ＳＨＩＰＰＩＮＧ　Ｃ　Ｏ．，Ｓ．Ａ．
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　高木　裕康
平成29年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再）第２９号
岐阜県岐阜市宇佐南４丁目17番１号
再生債務者　株式会社ＤＡＱ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座８－９－11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　三枝　知央
平成29年７月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
福島市瀬上町字町尻88番地の１
再生債務者　遠藤　　久
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年８月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年９月27日から平成29年10月４日まで
福島地方裁判所第１民事部